

# プロポーザル募集用

## 地歴調査等業務委託仕様書

### 1 総則

#### 1-1 調査の目的

本調査は、調査対象地における地歴調査を実施し、試料採取対象物質や土壌汚染のおそれの区分を明確化した後、懸念される特定有害物質に対する土壌汚染の有無を明らかにすることを目的とする。

#### 1-2 適用範囲

本仕様書は、千葉市本庁舎敷地（以下「敷地」という。）の地歴調査業務（以下「業務」という。）を、委託に付する場合において適用される主要事項を示すものである。

### 2 調査場所

千葉市中央区千葉港1番1号

### 3 履行期限

千葉市新庁舎整備基本設計業務委託の契約時から平成29年3月31日までの間において、発注者及び受注者との協議により決定する。

### 4 業務範囲

千葉市土壌汚染調査・対策指針（以下「指針」という。）で定める基準に従い、敷地の過去の利用状況の調査を行うものとする。

上記調査を行った者は、速やかに、その結果を土壌履歴調査結果報告書（様式第1号）により市長に報告するものとする。

#### 4-1 資料調査

土地の履歴や有害物質の使用状況など資料等の収集を行う。

- ・合理的に確認可能な記録の収集
- ・請求すれば入手できる記録（行政機関の記録、登記簿等）
- ・空中写真（現在及び過去）

#### 4-2 現地調査

調査地について、現地調査により視覚的かつ物理的観察で調査を行う。

資料調査、現地調査から得られた事実及び以前の土地状況を知るために、現地周辺や土地の過去の利用状況を知る人への聞き取り調査を行う。

調査のために第三者の敷地及び家屋に立ち入る必要が生じたときは、監督職員と協議した上で予め所有者の了承を得た後でなければ立ち入ってはならない。

### 5 業務範囲の追加

「4 業務範囲」に示す調査を行った者は、その結果、土壌の汚染があり、又は汚染のおそれがあると認められるときは、変更契約により業務範囲を追加し、指針で定める基準に従い、敷地の土壌について概況の調査（以下「概況調査」という。）を行うものとする。

その結果、土壌の汚染があり、又は汚染のおそれがあると認められるときは、指針で定める

基準に従い、敷地等の土壌について詳細な調査（以下「詳細調査」という。）を行うものとする。

#### 5-1 土壌調査 ※変更契約により業務範囲を追加した場合

指針で定める基準に従い、土壌調査を行うものとする。

土壌調査を行った者は、その結果を土壌調査結果報告書（様式第2号）により、速やかに市長に報告するものとする。

## 6 作業

### 6-1 作業実施

本業務施行にあたっては、本仕様書のほか千葉市の定める千葉市土壌汚染対策指導要綱、千葉市土壌汚染調査・対策指針等の基準・関係法令等により実施するものとする。

### 6-2 主任技術者等

本業務を施行するにあたっては、千葉市の意図及び目的を充分理解した上で、高度な技術と十分な実務経験と土壌汚染調査技術管理者の資格を有する主任技術者を定め、かつ適切な人員を配置して、最高技術を発揮するよう努力するとともに、正確丁寧に行うこと。

また、主任技術者を定めた場合は、その旨届出ること。

### 6-3 業務の指示及び監督

(1) 本業務の受託者（以下「乙」という）は、業務の実施にあたっては、千葉市が別に定める監督員及び担当員（以下「甲」という）と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けること。

(2) 乙は本業務に入る前に、作業計画書及び作業工程表を作成し提出すること。また、各段階に着手するときは、当該段階の基本方針について甲の承諾を受けること。

(3) 乙は本業務の施行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項ならび仕様書に明記していない事項については、甲と事前に協議しその指示に従うこと。

### 6-4 作業管理

(1) 乙は、作業実施に当たり関係法令を遵守し、常に適切なる管理を行うこと。

(2) 他の調査が隣接し、又は同一場所においてある場合には、常に相互協調するとともに、利用する成果については、照合を行うこと。

(3) 乙は、調査実施にあたり水陸交通の妨害又は公衆に迷惑を及ぼさないよう努めること。

### 6-5 事故の防止

現地調査は、障害その他事故発生を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法その他関係法規を遵守し円滑に行うこと。

### 6-6 関係官公庁その他への手続き

(1) 乙は、調査実施のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続は、甲と打合せの上、乙において迅速に処理すること。

(2) 乙は、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を甲に申し出て協議すること。

## 7 成果品

### 7-1 検査

調査の成果品については調査完了後検査を受けること。

### 7-2 成果品に対する責任の範囲

乙は本業務完了後といえども誤測又は設計の失策・不備が発見された場合並びに本業務の成果品をもとに設計・施工に着手し問題となった場合（条件の変更その他責任の範囲が明確な場合はこの限りでない。）、速やかに図書の訂正をすること。また、これに要する費用は全額乙が負担すること。

#### 7-3 成果品の管理及び帰属

成果品は全て発注者の所有とし、乙は発注者の承諾を得ないで他に公表、貸与又は使用しないこと。

#### 7-4 納期

納期は「3 履行期限」において定める期限までとする。

ただし、納期内であっても関係機関との協議に図書が必要となる場合、又業務のうち完成したものについては速やかに提出すること。

#### 7-5 提出図書

- ①地歴調査業務報告書（2部）
- ②土壌履歴調査結果報告書（2部）  
（千葉市土壌汚染対策指導要綱 様式第1号）
- ③土壌調査結果報告書（2部） **※変更契約により業務範囲を追加した場合**  
（千葉市土壌汚染対策指導要綱 様式第2号）
- ④その他甲の指示により作成した図書（部数は適宜）
- ⑤電子媒体一式（2部）

#### 7-6 提出様式

成果図面等については、紙面による他、PDF及びCADデータにより提出すること。

## 8 疑義

乙は、作業の実施にあたり設計図書等に疑義を生じた場合は、甲と協議の上適切に実施すること。